

【初期契約解除制度】

◇お申込みにより締結したテレビサービスとインターネットサービスは、放送法または、電気通信事業法が定める「初期契約解除制度」の対象です（ケーブルプラス電話・ケーブルラインは制度の対象外）。

1. 工事完了後に送付されます「お申込み内容確認書」を受領された日から起算して8日を経過するまでの間、書面により今回の契約の解除を行うことができます。

この効力はお客様が書面を発した時に生じます。本手続きを郵送で行う場合、消印日が「お申込み内容確認書」を受領された日より8日以内となります。

2. この場合、お客様は以下項目を除き、いかなる金銭等を請求されることはありません。

①今回の契約の解除までの期間において、提供を受けられたテレビサービスまたはインターネットサービスのご利用料金。

②手続き費用 3,000 円（税込 3,300 円）

③引込線工事費 5,000 円（税込 5,500 円）

※（ ）内の表示金額は、消費税（10%）込みです。

なお、初期契約解除制度をご利用された際、契約に関して弊社が金銭等を既に受領している場合、上記①～③の料金を除き、お客様に返還いたします。

3. 弊社が初期契約解除制度について、事実と異なることを告げたこと（不実告知）により、告げられた内容を事実であると誤認し初期契約解除制度をご利用できなかった場合は、8日間を経過した場合でも本契約の解除を行うことができます。その場合は、改めて契約解除ができる旨を記載した書面を受領された日から起算し、8日を経過するまでの間にお手続きください。

【本件についてのお問い合わせ先ならびに書面送付先】

<お問い合わせ先>

〒471-0061 愛知県豊田市若草町 3-32-8

ひまわりネットワーク コールセンター ☎ 0120-210-114

[受付時間] 9:00~18:00（土日祝営業。年始除く。）

<書面による記載例> 郵便はがきの例

表 面	裏 面
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><div style="display: flex; justify-content: space-between;"><div style="border: 1px dashed black; width: 50px; height: 50px;"></div><div style="text-align: right;"><p>〒471-0061</p><p>愛知県豊田市若草町 3丁目32番地8</p><p>ひまわりネットワーク株式会社 コンシューマ営業部 行</p></div></div><div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"><div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">ご住所 ご契約者様名 お電話番号</div><div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">ご住所 ご契約者様名 お電話番号</div></div></div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"><p>お申込み内容確認書 受領日 2021年4月25日</p><p>お申込み内容 【テレビ】レギュラーコース 【ネット】スタンダードプラン</p><p>右記契約を解除します。 2021年4月30日</p></div>